

# あわらし市市有地売払実施要領

あわらし市総務部監理課

## 1 売却物件

対象物件は、市ホームページに掲載のある物件とします。

物件は現状引渡しとなりますので、必ず事前に現地を確認してください。

## 2 申込者の資格

個人及び法人とします。2名以上の共有名義での買受も可能です。

ただし、次に掲げるものは申込みをすることができません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に規定する者
- (4) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役員もしくは構成員である者
- (5) あわら市職員で財産売却に関する事務に従事する者

## 3 申込方法

### (1) 提出書類

買受の申し込みにあたって、下記の書類を提出してください。

提出書類の一部は市ホームページからダウンロードできます。

ア 公有財産買受申込書

イ 個人にあっては住民票抄本、法人にあっては商業または法人登記簿謄本

ウ 印鑑証明書

エ 委任状(代理人が手続き、申込みをする場合のみ)

※イ、ウは発行から1か月以内のもの

### (2) 申込み

物件の買受を希望する方は、(4)の受付場所へ提出書類一式を持参してください。

### (3) 提出書類受付

提出書類は先着順により受付します。なお、同日に同一の物件に対し複数の申し込みがあった場合は、同順位とみなし、市によるくじ引きにて受付順位を決定します。

### (4) 受付場所

あわら市市姫三丁目1番1号

あわら市総務部監理課

電話 0776-73-8009

受付時間 8時30分～17時15分(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

#### (5) 留意事項

- ア 公有財産買受申込書の名義で、契約及び所有権移転登記を行います。
- イ 押印は実印を使用してください。
- ウ 同一人は、同一物件に複数の申込みをすることはできません。
- エ 土地を事業で使用する場合は、その土地を売買することの区長の同意が必要となります。また、その証明として「同意書」の提出が必要となります。事前に監理課までご相談ください。
- オ 提出していただいた書類は一切返却しません。

#### 4 売却決定

提出書類を審査した後、物件の売却決定をします。

売却決定となった物件の買受人には、売払決定通知書を交付します。

#### 5 売買契約の締結、売買代金の納入方法

売払決定通知書の交付後、売買契約を締結していただきます。

契約締結にあわせて、次の(1)または(2)の方法により、(3)の納入先まで代金を納入してください。

##### (1) 契約締結と同時期に売買代金を納入

- ①買受人に売払決定通知書、土地売買契約書、納入通知書及び案内文を送付します。
- ②売払決定通知を受けた日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)に納入通知書を使用し、売買代金全額を納入してください。
- ③納入後遅滞なく、次のものを持って監理課までお越しください。  
売買契約の締結を行います。契約締結のあと、市が用意する所有権移転登記嘱託請求書及び登記原因証明情報に押印いただきます。
  - ア 売買代金を納入した領収書
  - イ 実印(申込時に提出の印鑑証明書と同一のもの)
  - ウ 収入印紙(契約書貼付用、所有権移転登記用)
  - エ 土地売買契約書

##### (2) 契約締結と同時期に契約保証金を納入、契約締結日から30日以内に売買代金を納入

- ①買受人に売払決定通知書、土地売買契約書、契約保証金用納入通知書及び案内文を送付します。
- ②売払決定通知を受けた日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)に契約保証金用納入通知書を使用し、契約保証金(売買代金の100分の10以上の金額)を納入してください。

③納入後遅滞なく、以下のものを持って監理課までお越してください。

売買契約の締結を行います。契約締結のあと、市が用意する所有権移転登記  
嘱託請求書及び登記原因証明情報に押印いただきます。

- ア 契約保証金を納入した領収書
- イ 実印（申込時に提出の印鑑証明書と同一のもの）
- ウ 収入印紙（契約書貼付用）
- エ 土地売買契約書

④契約締結日から30日以内（30日にあたる日が土曜日、日曜日及び祝祭日の場合は翌営業日。）に納入通知書を使って、契約保証金とは別に売買代金の全額を納入してください。契約保証金は、契約代金納入後、還付処理を開始します。還付には一か月程度かかります。あらかじめご了承ください

⑤売買代金の納入後、以下のものを持って監理課までお越してください。

- ア 売買代金を納入した領収書
- イ 収入印紙（所有権移転登記用）

※30日以内に売買代金の支払いが確認できない場合、契約保証金は市に帰属することになります。

### (3) 納入先

- ア あわら市1階 会計課窓口
- イ あわら市内 各金融機関窓口
- ウ あわら市役所指定金融機関へ振込
  - 金融機関 株式会社福井銀行（金融機関コード0147）
  - 取扱支店 金津（支店番号333）
  - 口座種別 普通
  - 口座名義人 アワラシカイケイカンリシャ
  - 口座番号 1146154

## 6 所有権の移転等

売買代金の納入と同時に所有権が移転し、物件の引き渡しとなります。

売買代金の納入確認後、市が所有権移転登記を行います。登記完了後は、市から買受人に登記識別情報を簡易書留にて郵送します。なお、所有権移転登記に必要な登録免許税（収入印紙）は、買受人の負担となります。

## 7 売却物件における使用上の制限事項

契約締結の日から5年間は、当該売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらの類する業の用ならびに暴力団

員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはいけません。また、それらの用に供する目的で、契約締結の日から5年間売買物件について第三者に対して一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはいけません。

## 8 その他

この要領に記載のない事項については、関係法令およびあわら市財産管理規則等市長の定めるところによります。